

【資料】

温故知新 日本の家畜防疫の幕明け(2) 山脇圭吉著 日本家畜防疫史 (昭和14年文永堂書店発行)

現代字版編集 木 田 克 弥
(帯広畜産大学 家畜・植物防疫研究室)

【第二章 本邦家畜防疫の濫觴によせて】

明治維新は黒船（米国）の影響を強く受けたことは史実の通りですが、本書第二章には、家畜防疫の実務もまた米国からの極めて大きな影響（指導）が端緒であったこと、すなわち、当時の政府が米国のアドバイスのもと、短期間に見事なまでの国家としての家畜防疫体制を構築した様子が描かれています。国境の水際対策の重要性が、なんと150年前にはしっかりと認知されていたことに驚くばかりです。

第二章 本邦家畜防疫の濫觴

一. 牛疫予防に関する布告の由来

我が帝国は農を以て國本とし、畜産事業の重要不可分なることは言うまでもない。従って、これが奨励はつとに為政者の認むるところであって、古來馬政に関する職制あり。また、各所に牛馬牧の設定を見るが如き、また、明治初年これが統制に着手せる事業は同4年3月21日太政官布告に曰く「民部省に於いて牛馬その他有用獸類繁殖の規定を追々施行されるに付、従前牧畜の仕法等、取り調べ可差出（さしだすべし）こと」とあるが如き、畜産奨励の一端を伺うことが出来る。然るに維新前、並びに明治初年ころにおける家畜伝染病の流行状況については、その記録に乏しく、その詳細を知るに由なきも、江戸時代において各地に狂犬病の流行あり。また、内羅、扁次黃、たち病、かさ病などの名称のもとに腺疫、炭疽、気腫疽、仮性皮疽等の発生ありたるが如きも、當時一般家畜衛生の等閑視（とうかんし：放っておくこと）され、畜産助長の原動力たるべき獸医学は切支丹宗禁制のため、その余波を受けて當時蘭学は極端に排斥せられ、ただ草根本皮の投薬、瀉血療法など志那医術を伝えたる伯樂馬医の治療に委するのほか、ひとえに神仏の加護祈祷に依頼したることは、あたかも海外諸国の16世紀以前の状態に等しく、したがってこれら伝染病に対する団体的とか

国家的予防の施設を当時に求むることは、元より無理なる注文であって、人医の方面についてみても無論同様であったことは言うまでもない。

抑も（そもそも）、西洋医術は明治3年3月7日太政官布告を以て「西洋医術之義是迄被止置候得共自今採用可有之被仰出候事（西洋医術の儀、これまで止め置かれそらえども、自今採用これあるべし仰せいでられ候こと）」とありて、この年始めて公の學問として取り扱わるに至った始末である。この衛生的搖籃時代に、突如米国上海駐在領事ティ・ワイ・マクガワンより我が上海在留外務省出張官員インデロングに宛て、シベリア海岸に悪性家畜伝染病流行ありて、漸次蔓延して対岸日本へも伝播すべき情勢にある旨、貴国政府に伝達相成りたしと別紙訳文の警告があった。我が国においては全く青天の霹靂、平地に波瀾を巻き起こしたことは想像に難くない。この思いがけなき危機に臨んで採った当時の為政者の措置は、吾人のまことに多とするところであって、まさに本邦家畜防疫施設はこのマクガワンの警告によって、その源を発したのである。即ち、右警告に基づき直ちに大学東校（注）に対し本疫に関する調査方を命じ、その予防法を一般に頒布し、以てこれが予防制圧の注意を喚起了。明治辛未年（明治4年）6月7日太政官公布第二七六号牛疫予防に関する布告は即ちこれである。まことに國家産業上家畜伝染病がいかに重大なる影響を及ぼすかを衆知せしめた重要な一布告であると共に、未だ家畜衛生思想の幼稚なりし時代として、兎も角も病毒侵入の未前において善処された努力は上出来と言わねばならぬ。この布告がひいて今日我が国の家畜衛生については勿論、公衆衛生の根幹たる伝染病予防法の生みの親となるとは、当時予想も及ばなかったところであって、まさに本邦家畜防疫史の極めて輝かしき第一ページを飾るべきである。また、我々斯業（しきょう：この分野の事業）に携わる者にとりて最も記念すべき事柄であったと言わねばならぬ。当時の当局諸公もさぞかし会心の笑みを漏らして居られることであろう。

（注） 大学校設置 明治2年6月15日太政官布告を以て 大学校設置規定を定められて、大학교分校三所、開成学校、兵学校、医学校を設置された。

大学東校 明治2年12月17日太政官御沙汰を以て 自今大學校を大学と改称し、開成学校を大学南校、医学校を大学東校と称すべし事。

【第二章 二. 悪性伝染病予防に関する公布によせて】

1871年（明治4年）、太平洋（極東地域）に進出していた米国から、シベリアにおいて牛痘が発生しており、日本の畜産業に重大な危機が迫っているので徹底的に防疫すべきである旨、米国の上海領事から我が国の駐在員を経由して日本政府に進言されました。しかもその内容は、今日、家畜伝染病が発生した際に行われていることと基本的に同じであること驚かされます。これを契機に、日本政府は家畜防疫体制を整備し、『家畜伝染病予防法』の誕生につながっていったようです。

二. 悪性伝染病予防に関する布告

明治4年6月7日 太政官第二七六号を以て、悪性伝染病予防に関し左のごとく公布された。

今般シベリヤ海岸ヨリ悪性伝染病流行ノ趣別紙訳文ノ通上海官員ヨリ申来候ニ付テハ右予防法大学東校ニ於テ取調被仰付一般頒布ニ相成候條此旨相達候事（法令全書四年二四五頁）

公布文の訳：今般、シベリア海岸より悪性伝染病流行の趣、別紙訳文の通り上海官員より申来（もうしきたる）候については、右予防法大学東校において取り調べ仰せつけられ一般頒布に相成り候條（すじ）、この旨相達候事（あいたっしそうろうこと）

（一）牛痘予防に関する米国領事の通告文（訳文）

シベリア海岸に「リュンドルペスト」流行起り、追々蔓延、日本へも伝染すべき有様なれば、この趣日本政府へご忠告ありたきなり。右時疫（じえき：流行病）すでに十年前に流行し、ロシアより起り漸次ヨーロッパ西部に伝染なしたり。その伝染ゲルマン国へ及びたるとき英國農学者をその病症吟味のためゲルマン国に送れり。その人曰く、これ時疫必ず英國まで伝染なさざるべしと堅く請負たり。されど、ついに英國に伝染し大いに流行の後、家畜五万匹余り死亡するに至れり。わが合衆国政府は、その節他国より家畜の輸入を禁じて、海岸よりこの病の伝染するを予防せり。よって、わが合衆国はこれまで如斯（かくのごとく）時疫の伝染を他国より受けたること全てなし。凡そ三年前、右の時疫東方より流傳し來たり。昨冬海岸辺に流行し、且つ、朝鮮及びアムール河辺特に甚だし。右「リュンドルペスト」は元來難治の病毒なれども幸いに予防し得べくして、通例の「エヒゴクチック」（一種の流行病）のごとく蔓延せず、且つ空気中に導き伝えず。ただ、動物に伝え或いは人身よりし、また衣類諸品よりし、或いはまた己に患いし獸類の病原を含める物品等より伝う。遠くその病毒を伝來するに至るは、或いは獸皮より、或いは馬より、或いは一所より

他所に移す獸類よりす。右獸類は既に病毒を受けたる家畜等なり。第一朝鮮あるいはシベリア地方より日本諸島へ家畜を移すべからず、且つ、獸皮より伝染蔓延せんことを防ぐべし。右病毒の流行、既に太平洋海浜一般に波及せり。まさに右病毒、シベリアに伝うるを知るより以前に先満州において見えたり。ロシア人この病を予防するに付き、馬を国境外に放せり。右は馬を若干里外の海浜まで引き出し、その車より放ちしものなり。且つ、野獸の多き所は右伝染の波及を避くべからざれども、宜敷（よろしく）政府の配慮あるべし。万一、時疫起りたるときこれを防ぐ一術あり、右伝染を受けたる獸類は残らず直ちに打殺し、その死骸を火中に投じ、焼捨つべきなり。右病毒を受けたる獸類を打殺し伝染を防ぐといえども、なおその後、この病の流行漸く（ようやく）ヨーロッパに波及する所以はこれその死骸を焼き捨てざるによるなり。日本は、その海岸に右時疫の起るは如何なる容体のものになるやを知らんとするならん。右時疫を受くるや身中の筋々痙攣し、殊に頸肩背筋の痙攣を起こすを以て、この病に感ずるを知るべし、また、獸類その病に感ずるやその体を攣屈して四足を一所に輜め（あつめ）頻りに寒慄（かんりつ：ふるえおののくこと）の容体を顯わせり（あらわせり）。且つ、食物を嫌いてただ渴するのみなり。眼中目尻の所に一塊の光点を発し、久しき後に消するなり。第二日目に下痢を発し、続いてまた赤痢と変じ、三、四日に至り動物大いに衰弱す。右病を治するに短きは七日、長きは二十日を費やす。その始め百のうち十あるいは二十余りも病を受けざるにあたり早くこれを療すべし。その法よくこれを知れり。右時疫漸く日本に拡がるにおいては、日本の家畜類残らず死するも計らい難き故、その用意ありたきなり故に、この儀、貴下ご同意ならば貴下のなす政府へご通達あるべきなり。

1871年6月27日

上海 テイ・ワイ・マクガワン
インデロング貴下

以上訳文忠告書を案するにティ・ワイ・マクガワンは、当時にあって随分獸医学的知識を持って居た立派な獸医行政官であったに相違ない。即ち、伝染病なる觀念を深く時の我が要路者の頭に刻み込み、その病毒の依って来る所よりさらに予防、経過に至るまで、今日吾々が説き、且つ行いつつある所とその根本において何ら変わりなき程度までの対策を進言して居るではないか。さらに、訳文の末尾に「日本の家畜類残らず死するも計らい難し」と強調し、我が当路者をして何等かの方策を建てね

ばならぬ事情に立ち到らしめ、その結果、即ち次のような予防法の緊急頒布となつて現れてきたのである。一面、当時如何に畜産奨励の機運が動いて居たかをうかがうことができる。

【第二章 二（二）予防法によせて】

家畜伝染病予防法の原型ともいるべき『予防法』の全文の紹介です。以前にも述べましたが、この内容は、今日の家畜伝染病予防法、特に飼養衛生管理基準に通ずる記述が多く、防疫の概念がしっかりと認識されていたことがわかります。しかし、病畜を通じて人の健康を害することに関する記述もあり、病原体そのものに対する認識、特に人獣共通感染症の理解はまだ混とんとしていたようです。

（二）予防法（リュンドルペスト家畜伝染病）

一、諸開港場嚴に入船を改め、当分の内、生ける禽獸は勿論、新しき皮革の輸入を禁じ、殊更彼の地より来る物は嚴に改めるべし。尤も（もっとも）病人あらば、医官改めの上、その病に非れば上陸を免すべし。
 一、樺太、北海道、対州（対馬）等は、彼の地に接し、常々往来交易あれば殊に注意下すべし。従来御国の皮革は北海道より來たりたるもの多ければ専ら注意すべし。
 一、何れの地方にても追って御沙汰ある迄は病死せし禽獸を売買いたす事嚴禁たり。もし売買せばお咎めあるべし。もしまだ右売買せしを聞き及ばは申し出へし御賞あるべし。
 一、右病死せし禽獸を食しましたは其の皮を剥ぎ用いる事嚴禁たり。
 一、各地方において禽獸の死亡平日に増すことあらば、地方官に申し出で地方官より大学東校へ報知すべし。
 一、禽獸死せば焼き捨てるべし。殊更、臨終に攣縮をして死せし禽獸は油断なく焼き捨てるべし。
 一、禽獸の屍を水中に捨てること禁止たり。若し見掛けはその所の役人へ報じ、取り揚げ焼き捨てるべし。
 一、禽獸の死亡相増し候地方にては、一人予防に注意すべし。若し、病に感染せんと思わば、速やかに良医に托すべし（みだり）に薬を服することなかれ。
 一、すべてこの病を防ぐには病の伝染するとせざると拘わらず身体を清浄にし、成る丈衣服を洗濯し垢付けざるように様にすべく、家居も掃除をよくし、殊更、厩、牛部屋または鳥小屋、豚小屋等は成る丈清浄にし、當時禽獸の居るところに衣類など置かざるように心掛

けるべし。

- 一、天気よき日には、窓戸を開き、風入をよろしくし、室内を乾燥するを要す。
- 一、生煮えの物、熟さざる果物類、塩漬けの物、腐臭に傾きし物、硬強のもの等、平日たりとも成る丈是を慎むべし。
- 一、酒家は、総て禁ずるに及ばざれども、暴飲すべからず、且つ、房事を節すべし。
- 一、禽獸の肉を食うは、よく出所を尋ね、正しく食用のため殺せしものを食うべく必ず病死せし肉を食うことなかるべし。
- 一、当分の内、新しき皮革を日用に供することなけれ、殊更、新生皮を外国船または北海道より輸入すること嚴禁たり。
- 一、禽獸の屍を浸せし水を飲む、またはこの水にて顔手足など洗えばこの病を受ける故に用水の源を正し、もし是あらば早々取り除き、川下へその趣知らせべきこと。

【第二章 三、伝染病予防につき牛皮輸入禁止の御沙汰によせて】

牛疫の国内侵入が、大陸からの牛革の輸入によってもたらされたとの危惧から、『三、伝染病予防につき牛皮輸入禁止の御沙汰』として、まずは牛皮輸入禁止の通知が、輸入の最前線であった対馬に発せられ、その1週間後には、『四、悪性伝染病予防注意の事』として、全国府県に対し、悪性伝染病が発生した場合の詳細な防疫対応、とりわけ水際対策を徹底することが通達されました。斃死家畜の肉や皮革の利用を禁止、港湾検疫の徹底と共に、違反者を発見・通報した者には賞金を与えるなど、国の緊張感が伝わってきます。

三、伝染病予防につき牛皮輸入禁止の御沙汰

悪性牛疫予防に関する件布告されると同時に嚴原藩（いすがはらはん：現在の長崎県対馬市、元の対馬藩）に対し、次の通り沙汰をなしている。

太政官御沙汰 明治四年六月七日（註） 嶽原藩

伝染病予防之儀付別紙之通御布告相成候條其藩従来朝鮮国ヨリ牛皮輸入之儀當分之所嚴禁可致事（法令全書四年二七七頁）

沙汰の訳：伝染病予防の儀につき、別紙のとおり御布告相なり候すじ、その藩、従来朝鮮国より牛皮輸入の儀、當分のところ嚴禁致すべし事

【次号に続く】